

公益認定等ガイドラインの追加について〔認可関係〕

<公益認定等ガイドライン>

下線部が追加部分

Ⅱ 整備法第 119 条に規定する公益目的支出計画等について (一般社団法人・一般財団法人への移行関係) (略)

なお、具体的案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件ごとに判断する。なお、個別に説明を求めても、法人からの申請内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために、結果として不認可となることありうる。

1. 公益目的支出計画が「適正」であることについて（整備法第 117 条第 2 号関係）

(略)

(1) iii 「ハ」として記載した支出（事業）について

(略)

ただし、旧主務官庁の意見において公益に関する事業であるとされたものが、指導監督基準等において公益に関する事業としてはふさわしくないとされた事業に相当すると考えられる場合においては、当該旧主務官庁の意見にかかわらず、実施事業と認めないこともありうる。この場合には、整備法第 120 条第 5 項に基づき行政庁が当該旧主務官庁に通知する文書に、その旨及び理由を記載する。なお、移行後において実施事業として「ハ」の事業を新たに追加することはできない。

(2)～(3) 略

(4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていることについて

(略)

② 実施事業等に係る収入と支出について（整備法第 119 条第 2 項第 1 号、2 号関係）

i 公益目的支出の額について

(略)

実施事業資産についても、当該実施事業資産を複数の用途に供している場合には、認定法と同様の考え方とし、当該用途に応じて区分するものとする。（I－8 の「(1) 公益目的保有財産」（14 頁）

参照)

同条第 2 号の「当該事業年度において支出をした特定寄附の額」について、整備規則第 14 条第 1 項第 1 号に規定する時価評価資産を寄附した場合には、当該資産の算定日（移行の登記の前日）における時価をもって特定寄附の額とする。

(略)

3. 公益目的財産額の確定について（整備規則第 33 条関係）

算定日（移行の登記の前日）の公益目的財産額の確定（確定時）における時価評価資産の評価に関し、法人が移行認可の申請時の公益目的財産額の算定（申請時）の際に、不動産鑑定士が鑑定した価額等を用いていた場合は、これらの評価額を確定時の算定における資産の評価額とすることができる。

また、申請時の算定と確定時の算定の公益目的財産額が異なる場合は、公益目的財産額と併せて公益目的支出計画の実施期間を確定する。

なお、ここでいう公益目的支出計画の実施期間の確定は、整備法第 125 条第 1 項の公益目的支出計画の変更には該当しない。

4. 移行法人の計算書類について（整備規則第 42 条関係）

移行法人が行政庁に提出する計算書類の作成について、損益計算書（正味財産増減計算書）は、内訳表において実施事業等に関する会計（実施事業等会計）を他と区分し、更に実施事業等ごとに表示する。整備規則第 31 条第 5 号の「収支予算書」の作成も同様とする。

※ 用語の整理

Ⅱ－1－(4)－①－iv 中、「簿価」を「帳簿価額」に改める。

【参照条文】

○ 整備法

(公益目的支出計画の作成)

第百十九条

2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公益の目的のための次に掲げる支出

イ (略)

ロ 公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に対する寄附

ハ 第四十五条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出(イに掲げるものを除く。)その他の内閣府令で定める支出

○整備法施行規則

第十四条 整備法第百十九条第一項に規定する公益目的財産額は、第二条第一項ただし書の事業年度(事業年度に関する規定を定める他の法律の規定により移行の登記をした日の属する事業年度の開始の日から移行の登記をした日までの期間が当該法人の事業年度とみなされる場合にあつては、当該期間)の末日(以下「算定日」という。)における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額に第一号に掲げる額を加算し、第二号、第三号及び第四号に掲げる額を減算して得た額とする。

一 特例民法法人が算定日において次に掲げる資産(以下「時価評価資産」という。)を有する場合の当該時価評価資産の算定日における時価が算定日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

イ 土地又は土地の上に存する権利

ロ 有価証券

ハ 書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産

二 特例民法法人が算定日において時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の算定日における帳簿価額が算定日における時価を超える場合のその超える部分の額

三～四 略

2 前項の規定により貸借対照表の純資産の部に加算され、又は減算された時価評価資産については、この章の規定の適用に当たっては、当該時価評価資産の帳簿価額は、当該加算された額が増額され、又は当該減算された額が減額されたものとみなす。

(整備法第百十九条第二項第一号の支出の額)

第十六条 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第一号の支出の額(以下「公益目的支出の額」という。)は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とする。

一 略

- 二 当該事業年度において支出をした整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する寄附（以下「特定寄附」という。）の額（当該支出に付随して発生した費用の額を含む。）
- 三 略

第三十三条 第二十九条第一号の額が第二十四条に規定する額を超える特例民法法人が移行の登記をしたときは、当該移行の登記をした日から起算して三箇月以内に、次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

- 一 第十四条に規定する公益目的財産額及び第二十九条の規定の例によりその計算を記載した書類
- 二 算定日における貸借対照表及びその附属明細書

2 略

3 行政庁は、第一項第一号の公益目的財産額に誤りがないと認めるときは、当該額を当該移行法人の公益目的財産額とする旨を当該移行法人に通知するものとする。

4 前項の場合において、第一項第一号の公益目的財産額が第二十四条に規定する額以下であるときにあっては、行政庁は、当該移行法人について整備法第百二十三条第一項の規定の適用がない旨を併せて通知するものとする。

（移行法人の計算書類）

第四十二条 整備法第百二十七条第三項の規定により提出する貸借対照表は、実施事業資産を区分して明らかにしなければならない。

2 整備法第百二十七条第三項の規定により提出する損益計算書は、次に掲げる区分を設けて表示するとともに、各区分において実施事業等に係る額を明らかにしなければならない。この場合において、各区分は、適当な項目に細分することができる。

- 一 経常収益
- 二 事業費
- 三 管理費
- 四 経常外収益
- 五 経常外費用

3、4 略